R8．10　阿賀野市

週休２日適用工事（交替制）実施要領　Q&A

黒字⇒Q　青字⇒A

１．週休２日工事（交替制）において、当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのでしょうか？

○　週休２日工事（交替制）は、現場閉所による週休２日ではなく、技術者等の休日日数で週休２日に取り組みます。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。

	技術者等	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	工期日数	休日日数	休日率	平均
○○工事	A技術者	休日				休日			休日							10	3	30%	30%
	B技術者		休日				休日		休日			休日				14	4	29%	
	C作業員			休日			休日		休日					休日		14	4	29%	
	D作業員				休日			休日			休日	休日				12	4	33%	

※工事現場は毎日稼働（現場閉所しない）

２．「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としていますが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については確認対象者になりますでしょうか？

　また、発注者が指定した場合等で施工体制台帳に記載した場合はどうなりますか？

○　施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は確認対象者にはなりません。

３．１日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのでしょうか？

　また、労働者等は当該工事以外にも従事することが想定されますが、当該工事以外への勤務はどのように取り扱えばよいでしょうか？

○　当該工事の施工台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますが、非常勤（臨時）及び従事期間が１週間未満で従事する場合は対象外となります。

○　当該工事の休日に他工事に従事していたとしても、休日とみなして算出可能です。

４．維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を１年間としている場合があります。１年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である１年間とするのでしょうか？

○　休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議し設定してください。

５．「非常勤（臨時）で従事する者は除く」としていますが、判断基準（具体的な日数等）はありますか？

○　常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています。

６．現場代理人は工事現場に常駐する必要がありますが、現場代理人は休日取得できないのでしょうか？

○　阿賀野市財務規則 建設工事請負基準約款 第 11 条第３項において、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認してください。

７．監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか？

○　専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

８．休日取得の確認方法については、具体的にはどのようなものが必要でしょうか？

○　受注者の就業規則等において４週８休以上の休日が規定されている場合は、当該内容を確認できる就業規則の提示をもって、週休２日の取組状況を確認する資料として取り扱うことができます。

　ただし、工事成績評定における評価を行う場合は、休日率の確認を必須とするため、全対象者の休日日数の割合がわかる一覧表を提出してください。

９．平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しますが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのでしょうか？

また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象となるのでしょうか？

○　そのとおりです。

表-3-2　職種一覧

番号	職種名		番号	職種名		番号	職種名	
01	特殊作業員		18	さく岩工	○	35	左官	○
02	普通作業員		19	トンネル特殊工	○	36	配管工	
03	軽作業員		20	トンネル作業員	○	37	はつり工	○
04	造園工	○	21	トンネル世話役	○	38	防水工	○
05	法面工	○	22	橋りょう特殊工	○	39	板金工	○
06	とび工		23	橋りょう塗装工	○	40	タイル工	○
07	石工	○	24	橋りょう世話役	○	41	サッシ工	○
08	ブロック工	○	25	土木一般世話役		42	屋根ふき工	○
09	電工		26	高級船員	○	43	内装工	○
10	鉄筋工		27	普通船員	○	44	ガラス工	○
11	鉄骨工	○	28	潜水士	○	45	建具工	○
12	塗装工	○	29	潜水連絡員	○	46	ダクト工	○
13	溶接工	○	30	潜水送気員	○	47	保温工	○
14	運転手（特殊）		31	山林砂防工	○	48	建築ブロック工	○
15	運転手（一般）		32	軌道工	○	49	設備機械工	○
16	潜かん工	○	33	型わく工		50	交通誘導警備員 A	
17	潜かん世話役	○	34	大工	○	51	交通誘導警備員 B	

※1　○は 38 職種を示す

10．公共工事設計労務単価（51 種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者となるのでしょうか？

○　必要資料の提供の有無に関わらず、測量業者等については確認対象となりません。確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としていますが、測量業者等は公共工事設計労務単価（51 種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。